

平成 22 年 1 月 19 日

各位

会 社 名 住友信託銀行株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 常陰 均  
コ ー ド 番 号 8403(東証・大証第一部)  
問 合 せ 先 広報室 03-6256-6302

取引先に対する債権の取立不能のおそれに関するお知らせ

本日、当社の取引先である株式会社日本航空(代表取締役社長 西松 遙)および株式会社日本航空インターナショナル(代表取締役社長 西松 遙)が、会社更生手続開始の申立てを行ったことに伴い、下記のとおり、両社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

名 称	株式会社 日本航空	株式会社 日本航空インターナショナル
所 在 地	東京都品川区東品川 2 丁目 4 番 11 号	東京都品川区東品川 2 丁目 4 番 11 号
代表者氏名	西松 遙	西松 遙
資 本 金	251,000 百万円	200,000 百万円
事業の内容	航空運送事業およびこれに関連する事業等を営む会社の持ち株会社として、これらの事業会社の経営管理ならびにこれに附帯または関連する業務	定期航空運送事業および不定期航空運送事業、航空機整備事業ならびにこれに附帯または関連する事業

2. 当該取引先に対する債権の種類および金額

株式会社 日本航空	貸出金	266 億円
株式会社 日本航空インターナショナル	貸出金	15 億円

3. 今後の見通し

上記債権に関する担保保全・引当を考慮すれば、本会社更生手続開始の申立てによる平成 22 年 3 月期第 3 四半期以降の与信関係費用への影響は限定的となる見込みであり、現時点において当社の公表済みの当期業績予想の修正はありません。

以 上